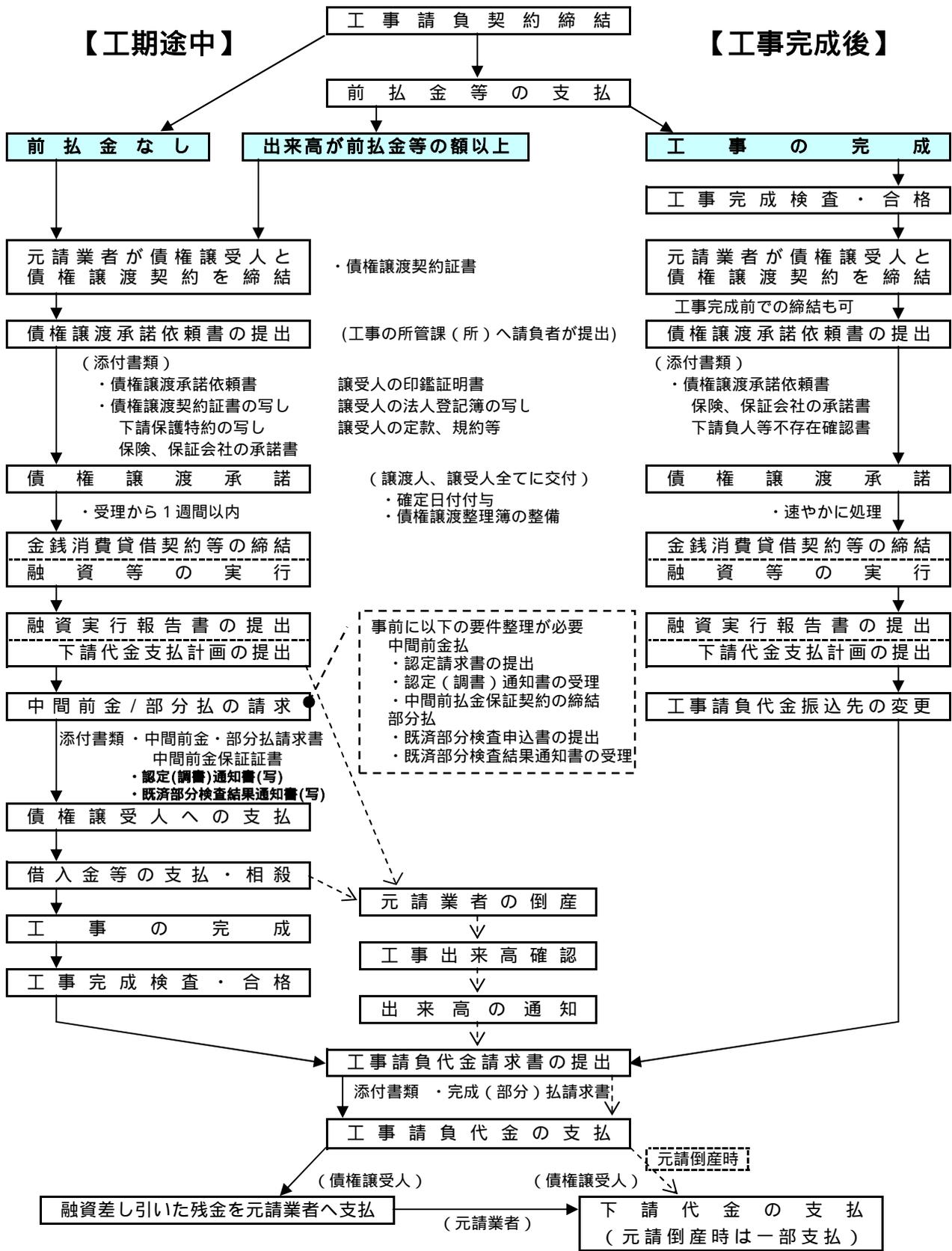


工事請負代金債権譲渡のフローチャート



注1 印の資料は必須提出ではなく、必要に応じて提出。
 注2 債務負担工事は、各年度毎に、各年度の出来高予定額に対して債権譲渡を認める。
 但し、2年目以降は前年度の出来高予定額以上、かつ、当該年度に支払った前金払額以上の出来高を要件とする。
 注3 繰越工事は、最終年度で、かつ、年度内に終了が見込まれることを要件とする。
 注4 債権譲受人への支払は、財務会計オンライン上は<受領代理>の処理となる。